

## プラスチックごみ削減啓発パネル貸出要領

### 1 目的

環境保全団体等による地域での環境学習会や学校での環境活動等が行われる場合に、プラスチックごみ問題の現状や対策を普及啓発することを目的として、プラスチックごみ削減啓発パネルの貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 貸出機関

プラスチックごみ削減啓発パネルの貸出しは、大分県うつくし作戦推進課が行う。

### 3 貸出物品

プラスチックごみ削減啓発パネル（B2サイズ5枚で1セット）

『エコ助と考えよう！プラスチックごみ問題』

パネル①・・・「減らない、プラスチックごみ」

「海のごみには、プラスチックがいっぱい！」

パネル②・・・「海ごみはどこから来て、どこへ向かう？」

「世界で起きている、海ごみ・プラスチックごみの問題」

パネル③・・・「野生生物への問題」

「人間の生活への問題」

パネル④・・・「大分県では、どんな取り組みをしているの？」

「企業も何か取り組みをしているの？」

パネル⑤・・・「わたしたちができることを考えよう！」

### 4 貸出対象者

おおいたうつくし推進隊、市町村、小中学校、高等学校、大分県環境教育アドバイザーの派遣申請者、その他大分県うつくし作戦推進課長の認めるものとする。

### 5 貸出方法等

(1) プラスチックごみ削減啓発パネルの貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、プラスチック削減啓発パネル貸出申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対してプラスチックごみ削減啓発パネルを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は先着順とする。

ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条）に定める営業を行う者が使用するとき。

オ 営利目的で使用する場合があるとき。

カ その他貸出機関がプラスチックごみ削減啓発パネル貸出について不相当であると認めるとき。

(3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関からプラスチックごみ削減啓発パネルを直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関が指定する場所へ返却するものとする。

(4) 貸出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

(5) 返却の際は、プラスチックごみ削減啓発パネル実績報告書（様式2）を提出するものとする。

## 6 貸出期間

貸出期間は、原則として2週間以内とする。

## 7 貸出料

貸出料は、無料とする。

## 8 損害賠償

借受者の不注意等によりプラスチックごみ削減啓発パネルを破損・汚損した場合は、借受者は修繕等を負担するものとする。

## 9 貸出機関の責任

プラスチックごみ削減啓発パネルの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

## 10 その他

その他の事項については貸出機関と協議すること。

## 11 施行期日

この要領は、令和元年10月8日から施行する。